

名称等	沼津市西浦海浜施設（らららサンビーチ）の 指定管理者を募集します。
担当	産業振興部 水産海浜課 直通 055-934-4753 内線 2534

1 趣旨・目的

沼津市西浦海浜施設（らららサンビーチ）は、海岸の保全を図るとともに、市民に海岸とふれあうことのできる憩いの場を提供することを目的に設置した施設です。

その本施設が平成 30 年度末に指定管理期間の満了を迎えることから、平成 31 年度からの指定管理者を募集するものです。

2 対象施設及び指定期間

名称：沼津市西浦海浜施設（らららサンビーチ）

所在地：沼津市西浦平沢 517 番地の 4

経費：利用料金制

指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（3 年間）

3 応募資格等について

添付しました別紙資料の 12 の(1)および(2)をご参照ください。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

下記の日時等で配布いたします。

なお、本募集要項は市ホームページからダウンロードできます。

日時：平成 30 年 9 月 21 日（金）～10 月 26 日（金）の 8 時 30 分から 17 時まで

場所：沼津市役所 5 階 産業振興部 水産海浜課

5 申請書類の受付

持参又は郵送のみとします。

受付期間：平成 30 年 10 月 22 日（月）～26 日（金）

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分。ただし、10 月 26 日のみ 16 時 00 分までとします。

郵送は 10 月 26 日（金）16 時 00 分必着とします。

6 その他

詳細につきましては、添付しました資料をご参照ください。

沼津市西浦海浜施設 指定管理者募集要項

平成 30 年 9 月

沼津市産業振興部水産海浜課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	施設の管理運営方針	2
4	管理の基準	2
5	指定管理者が行う業務の範囲	2
6	指定管理者と市の役割分担及び危険分担	3
7	供用時間等	5
8	事業収支に関する事項	5
9	指定期間	6
10	業務の継続が困難になった場合における措置	6
11	業務の再委託	6
12	応募に関する事項	6
13	質問事項の受付	7
14	申請書類の提出	8
15	指定管理者の選定方法	9
16	スケジュール	11
17	協定書の締結等	11
18	その他	11
19	問い合わせ先	11

1 募集の趣旨

沼津市西浦海浜施設（以下「海浜施設」という。）は、海岸の保全を図るとともに、市民に海岸とふれあうことのできる憩いの場を提供することを目的としております。

市では、海浜施設について、地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度を平成18年4月から導入しています。

指定管理者制度を導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を生かし、海浜施設において、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供するとともに、効率的な経営の推進を図っています。

指定管理者制度は、市の管理権限を指定管理者に代行してもらうため、どのような維持管理業務を行うべきかについての検討・判断をして執行することはもちろん、利用料金の設定、事件・事故・苦情などへの対応、各種イベントの実施等、海浜施設において行うべき管理運営を指定管理者が行うこととなります。

また、指定管理者制度は、民間団体のノウハウを生かして、サービスの向上と収支の改善を目指すものであることから、サービスの向上と経費の削減が可能となるような、積極的なマネジメントが求められます。

海浜施設の設置目的及び関係法令等を念頭に置き、安全かつ効率的に海浜施設を管理運営することができる指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名称 沼津市西浦海浜施設
- (2) 所在地 沼津市西浦平沢 517 番地の 4
- (3) 施設 別紙 1 「西浦海浜施設平面図」のとおり

①養浜側

- ・ 1号突堤 (L=110m)、2号突堤 (L=186m)、潜堤 (L=80m)
- ・ 養浜 (A=14,000 m²)
- ・ 駐車場
(普通車 85 台、軽自動車 2 台、車椅子対応 5 台、バス 2 台 計 94 台 A=2,700 m²)
- ・ 利便供与施設 (1 棟 A=308.6 m²)
- ・ 浄化槽 (1 基 合併式 160 人槽)
- ・ パーゴラ 5 基、ベンチ 12 基

②磯浜側

- ・ 磯浜 (A=3,400 m²)、緩傾斜護岸 (L=130m)
- ・ 駐車場 (普通車 40 台)
- ・ 緑地・広場
- ・ パーゴラ 4 基
- ・ ベンチ 8 基

なお、指定管理対象外である内浦漁業協同組合所有ダイビング施設 (800 m²) を内包する。

3 施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の節減を図ることとします。

(1) 基本方針

海浜施設は、海岸の保全を図るとともに、市民への海岸とふれあうことができる憩いの場として、適切な管理を行うこととします。

また、施設の立地条件を考慮した、利用者に対する柔軟なサービス提供や効率的な管理運営を行うこととします。

(2) 維持管理・運営方針

- ① 施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第一とし、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行うこと。
- ② 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保するとともに地域住民の要求に合わせた管理運営を行うこと。
- ③ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるような創意工夫を行い、管理経費等の節減に努めること。
- ④ 利用者の意見を聴き、管理運営に反映できるようにすること。
- ⑤ 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。
- ⑥ 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- ⑦ 個人情報保護の徹底を図ること。

4 管理の基準

沼津市西浦海浜施設条例(平成15年条例第9号 改正平成26年3月10日条例第22号)に規定するもののほか、その他規則、別紙「沼津市西浦海浜施設管理運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)」等で定める管理の基準に従って海浜施設の管理を行うものとします。

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、沼津市西浦海浜施設条例第9条に規定する業務とします。

- (1) 海浜施設の供用時間及び休日の変更に関する業務。ただし、供用時間又は休日を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 条例第3条第1項第7号から第10号までの規定による行為の制限に関する業務
- (3) 海浜施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 施設の設置目的を効果的に達成するため、自らの創意と工夫により企画した事業(自主事業)に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

※詳細は、別に定める仕様書に従い実施することとします。

6 指定管理者と市の役割分担及び危険分担

指定管理者と市の役割分担は表一1のとおりとします。

また、指定管理者と市の危険分担は表一2のとおりとします。

ただし、表一1及び表一2に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、指定管理者と市が協議の上、役割分担及び危険分担を決めるものとします。

表一1 役割分担

項 目	指定管理者	市	備 考
維持管理（施設管理、保守、清掃、海岸漂着物の処理※1、補修修繕※2、安全管理、光熱水費等の支出など）	○		
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応等）	○		
物品管理	○		
災害時・事故等対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○	○ (指示等)	
災害復旧（軽微なものを除く）		○	
法的管理（使用許可）		○	
整備、改修		○	

※1 海岸漂着物が大量に流れ着いた場合には、市と協議の上処理することとする。

※2 本施設は供用開始から10年以上が経過していますが、経年劣化によるものも含めた補修修繕については、1件30万円までは、指定管理者の負担とし、修繕費が年間100万円を超過した場合、市と協議することとします。

表一 2 危険負担表

種 類	内 容	負担者	
		指定管理 者	市
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
周辺地域・住民及び 施設利用者への対 応	地域との協調	○	
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの 訴訟、苦情、要望への対応	○	
	上記以外	協議事項	
法令の変更	法令の変更		○
税制度の変更	税制変更 ただし条例変更が伴う場合は協議するものとする	○	
政治、行政的理由に よる事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が 生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経 費及びその後の維持管理運營業務における当該事業による 増加経費負担		○
不可抗力	不可抗力（高潮、暴風、豪雨、地震、津波、火災、争乱、暴 動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すること のできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の 修復による経費の増加及び事業履行不能		○
書類の誤り	募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由		○
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の故意または過失によるもの	○	
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		○
	上記以外のもの（第三者の行為で相手が特定できないもの 等）	協議事項	
賠償責任	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害	○	
	施設の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中で業務を 廃止した場合の経費及び引き継ぎに係る経費	○	

※指定管理者は、賠償責任の履行の確保のため、管理運營業務を開始する日までに、自己の負担により保険に加入するものとします。

7 供用時間等

(1) 海浜施設の供用時間等は次のとおりとします。

期 間	供 用 時 間
4月1日から10月31日まで	午前8時30分から午後5時まで
11月1日から翌年3月31日まで	午前8時30分から午後4時まで

※上記の供用時間等については、市長が必要と認めたときは、変更することができ、夏の繁忙期など開場時間前に入場待ちの車両が周辺交通の妨げになるような場合、指定管理者の判断で時間前に開場することができるものとする。

(2) 海浜施設の休日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休日とすることができる。

8 事業収支に関する事項

(1) 収 入

① 施設運営収入

ア 利用料金収入

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む）が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。

利用料金の額は、次の表のとおり沼津市西浦海浜施設条例第11条に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

区 分	金 額
駐車場	普通車 1回につき1台 1,020円
	バス・マイクロバス 1回につき1台 2,050円
	バイク 1回につき1台 300円
温水シャワー	1回につき 200円

② 自主事業

指定管理者は自主事業に伴う収入を、自らの収入とすることができます。

(2) 支 出

① 施設の維持管理・運営に要する費用

指定管理者が行う施設の維持管理・運営業務に伴う人件費、施設の修繕費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務等を外部委託した場合の委託費及びその他経費が含まれます。

市は、施設の管理運営業務に係る一切の経費を負担しません。その他役割分担・危険負担表による。

② 自主事業に要する費用

指定管理者が自ら企画した事業に伴う費用について、市は一切の経費を負担しません。

(3) 収益の還元

指定管理者は、海浜施設の当該年度の収支差益が収入の15%を超えた場合は、超えた分の1/2を市に納入すること。

9 指定期間

指定期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

1 0 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、沼津市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。

その場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、

指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合、

指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合、

協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合、

その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定の解除の申出があった場合等を示しています。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、市と協議することができるものとします。

協議の結果、やむをえないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとします。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

1 1 業務の再委託

仕様書に定める設備等の保守点検等を指定管理者から第三者へ委託することは可能ですが、管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

1 2 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募者は、静岡県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、指定期間中に対象施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成するグループ（代表の構成員は静岡県内に主たる事業所であること。）とし、個人での応募はできません。なお、法人等及び代表者が次のいずれかに該当する場合は、応募者となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項による指定の取消しを受けたことがある者
 - ③ 市から指名停止措置を受けている者
 - ④ 法人税、県税及び市町村税等を滞納している者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 - ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続の申立てがなされた者
 - ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）成年被後見人又は被保佐人
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - （エ）暴力団の構成員等
- (2) グループでの申請
- 複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表法人等を定めること（他の法人等は、当該グループの構成員として扱います。）
- 単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

1 3 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成 30 年 10 月 1 日（月）から 10 月 5 日（金）16 時 00 分まで
- (2) 受付方法 「指定管理者指定申請に係る質問書」（様式 7）に記入の上、FAX 又は電子メールで提出してください。
送付先
沼津市役所産業振興部水産海浜課
FAX 0 5 5 - 9 3 3 - 1 4 1 2
E-mail suisan@city.numazu.lg.jp
- (3) 回 答 平成 30 年 10 月 15 日（月）までに市のホームページで公表します。

1.4 申請書類の提出

(1) 提出書類

①	指定申請書（沼津市西浦海浜施設条例施行規則第8条関係）	様式1
②	事業計画書	様式2
③	定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	
④	法人にあつては、当該法人の登記事項証明書	
⑤	指定申請書を提出する日の属する年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書	
⑥	海浜施設の管理に関する業務の収支予算書	様式3
⑦	誓約書	様式4
⑧	委任状（※グループ応募の場合）	様式5
⑨	グループ（共同体）結成届出書（※グループ応募の場合）	様式6
⑩	グループ（共同体）結成に関する協定書（※グループ応募の場合）	
⑪	その他市長が必要と認めるもの	

(2) 申請書類の提出方法

① 提出場所

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

沼津市役所5階 水産海浜課

電話番号 055-934-4753

② 提出方法

持参又は郵送とします。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

③ 提出期間

平成30年10月22日（月）から平成30年10月26日（金）までとします。

（持参の場合は、平日の8時30分から17時15分まで。ただし平成30年10月26日（金）は16時00分までとします。郵送の場合は、平成30年10月26日（金）16時00分必着です。）

④ 提出部数

提出書類の提出部数は（正本1部、副本5部）とします。

なお、提出した書類は一切返却しません。

(3) 提出に際しての留意点

① 提出書類の内容の変更の禁止

提出した書類の内容変更及び追加書類の提出はできません。

② 虚偽の記載をした場合の取扱い

提出資料に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

15 指定管理者の選定方法

指定管理者は、公募により募集します。申請書類の内容並びにヒアリング等の結果を審査して指定管理者候補者を選定し、市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(1) 選定基準

次の基準により、海浜施設を適切に管理するために最もふさわしいと認めるものを選定します。

ア 海浜施設の利用に関し、平等性が確保できること。

イ 海浜施設の効果的な管理を実現できること。

ウ 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

(2) ヒアリングの実施

申請者には、市の指定する日（11月予定）に、ヒアリングを受けていただきます。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、12月初旬に通知します。

沼津市西浦海浜施設指定管理者審査基準

選 定 基 準	審 査 項 目	審 査 内 容	配 点
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであるか	施設の設置目的及び市が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3
		市が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3
		経営理念や団体の経営モラルは適切か	3
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の市民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3
		身障者等へ配慮されているか	3
	個人情報保護の取組	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	5
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的・効率的に発揮させるものであるか	利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	年間を通じた広報計画や利用者を拡大する具体的な取組内容は適切か。その効果と実現性はどうか。 また、取組みにおける地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	1.5
		自主事業の提案など、サービスの向上を図る取組みが、施設及び機能を活用し、かつ、市が意図した内容となっているか。	1.5
	サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	利用者からの苦情処理やトラブルへの対応は適切か。	5
		利用者からの苦情処理やトラブルへの対応は適切か。	5
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	日常的な施設の安全管理や施設利用者の安全確保の具体的な方法が立てられているか。 また、事故や災害発生時の危機管理に係る意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか。	1.5
		施設等の維持管理を適正に実施できる具体的な計画が立てられているか。	5
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか	収支計画の内容及び適格性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	5
	安定的な運営が可能となる人的能力	業務を円滑に推進できる職員の配置や業務分担がなされているか。 また、職員の指導育成、研修体制は十分か。	1.0
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	財政状況は健全であり、業務を確実にこなせる経営的に安定した団体であるか。	5
	類似施設の運営実績	施設の管理にどの程度実績があり、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	5
合 計			100

16 スケジュール

公募から管理運営開始までのスケジュールは、次のとおりです。

平成30年9月21日（金）	募集要項公表・配布開始
平成30年10月1日（月）	質問事項受付開始
平成30年10月5日（金）	質問事項受付締切
平成30年10月22日（月）	申請書受付開始
平成30年10月26日（金）	申請書提出期限
平成30年11月上旬	候補者審査の案内
平成30年11月中旬	審査（ヒアリング含む。）
平成30年12月初旬	選定結果の通知
平成31年2月	指定管理者の議決
平成31年3月中旬	指定管理者の指定
平成31年3月中旬～下旬	協定締結に向けての指定管理者と協議
平成31年4月1日（月）	協定締結、指定管理者による管理運営開始

17 協定書の締結等

市議会の議決を経て指定管理者として指定されてから、業務の引継ぎを行うとともに、指定期間における包括的な事項を定める基本協定と単年度ごとに詳細事項を定める年度協定を締結します。

18 その他

(1) 提出書類の情報公開

提出された書類は、情報公開の請求によって開示することがあります。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、沼津市個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければなりません。

19 問い合わせ先

〒410-8601 沼津市御幸町16-1（市庁舎5階）

沼津市役所 産業振興部 水産海浜課（水産海浜係）

電話 055-934-4753 FAX 055-933-1412

E-mail:suisan@city.numazu.lg.jp